

2026 年 9 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社 J P M C

代表者名 代表取締役 社長執行役員 グループ CEO 武藤 英明
(コード : 3276 東証プライム)

問合せ先 取締役 常務執行役員 グループ CFO 屋宮 貴之
(TEL : 03-6268-5225)

会 社 名 株式会社 Amsterdam1

代表者名 代表取締役 清塚 徳

会 社 名 株式会社 Amsterdam2

代表者名 代表取締役 清塚 徳

**株式会社 Amsterdam1 及び株式会社 Amsterdam2 による株式会社 J P M C (証券コード : 3276) の
普通株式に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ**

株式会社 Amsterdam1 及び株式会社 Amsterdam2 は、2026 年 9 月 14 日、同社らが 2026 年 8 月 4 日より開始した株式会社 J P M C (証券コード : 3276) の普通株式に対する公開買付けについて、買付条件等の変更を行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、株式会社 Amsterdam1 及び株式会社 Amsterdam2 (公開買付者ら) が、株式会社 J P M C (公開買付けの対象者) に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2026 年 9 月 15 日付「株式会社 J P M C (証券コード : 3276) の普通株式に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」

2026 年 9 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社 Amsterdam1
代表者名 代表取締役 清塚 徳
会 社 名 株式会社 Amsterdam2
代表者名 代表取締役 清塚 徳
(TEL : 03-6206-6838)

**株式会社 J P M C (証券コード : 3276) の普通株式に対する
公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ**

株式会社 Amsterdam1 (以下「Amsterdam1」といいます。) 及び株式会社 Amsterdam2 (以下「Amsterdam2」といいます。Amsterdam1 及び Amsterdam2 を総称して「公開買付者ら」といいます。) は、株式会社 J P M C (株式会社東京証券取引所プライム市場、証券コード : 3276、以下「対象者」といいます。) の普通株式 (以下「対象者株式」といいます。) に対する金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。) による公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) を 2026 年 8 月 4 日から開始しております。

今般、公開買付者らは、①2026 年 9 月 14 日付で、対象者の株主である、光通信 K K 投資事業有限責任組合 (以下「光通信 K K」といいます。)、U H P a r t n e r s 2 投資事業有限責任組合 (以下「U H P a r t n e r s 2」といいます。) 及び光通信株式会社 (以下「光通信株」といいます。光通信 K K、U H P a r t n e r s 2 及び光通信株を総称して「本不応募合意株主 (光通信グループ)」といいます。) 並びに H I K A R I T S U S H I N I N V E S T M E N T S O K I N A W A 株式会社 (以下「H T I O」といいます。) との間で (i) 本不応募合意株主 (光通信グループ) が所有する対象者株式の全て (所有株式数 : 1,658,500 株、所有割合 : 9.93%。以下「本不応募合意株式 (光通信グループ)」といいます。) について、本公開買付けに応募しない旨、(ii) 本公開買付けの成立後に実施予定の、会社法 (平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。) 第 180 条に基づく対象者株式の併合 (以下「本株式併合」といいます。) 及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会において、本不応募合意株式 (光通信グループ) に関して、本株式併合に関連する議案に賛成の議決権を行使することに同意する旨、(iii) 本株式併合の効力発生の直前までに、光通信 K K 及び U H P a r t n e r s 2 が H T I O に対し、本不応募合意株式 (光通信グループ) の一部 (1,452,100 株、所有割合 : 8.69%) について現物分配を実施すること (以下「本現物分配」といいます。) に合意する旨、(iv) H T I O が本現物分配を受けた対象者株式の全て (1,452,100 株、所有割合 : 8.69%) を対象者が自己株式として取得することに合意する旨の契約を締結したこと、②2026 年 9 月 14 日、本公開買付けにおける買付予定数を 12,303,225 株 (所有割合 : 73.65%) から 10,644,725 株 (所有割合 : 63.72%)、買付予定数の下限を 6,707,800 株 (所有割合 : 40.16%) から 5,049,300 株 (所有割合 : 30.23%)、本公開買付けにおける対象者株式の 1 株当たり

の買付け等の価格を 2,250 円から 2,270 円にそれぞれ変更することを決定し、法令に基づき、本公開買付けにおける買付け等の期間を本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書の提出日である 2026 年 9 月 15 日から起算して 11 営業日を経過した日に当たる 2026 年 10 月 5 日まで延長し、合計 41 営業日に変更することに伴い、2026 年 8 月 4 日付で提出いたしました本公開買付けに係る公開買付届出書（以下「本公開買付届出書」といい、2026 年 8 月 6 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これらを訂正するため、法第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、2026 年 9 月 15 日付で、公開買付届出書の訂正届出書を提出する予定です。

これに伴い、2026 年 8 月 3 日付「株式会社 J PMC（証券コード：3276）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の内容を下記のとおり一部変更いたしますので、お知らせいたします。

なお、変更箇所には下線を付しております。

記

1. 本公開買付けの内容

（3）買付け等の期間

（訂正前）

2026 年 8 月 4 日（火曜日）から 2026 年 9 月 15 日（火曜日）まで（30 営業日）

（訂正後）

2026 年 8 月 4 日（火曜日）から 2026 年 10 月 5 日（月曜日）まで（41 営業日）

（4）買付け等の価格

（訂正前）

普通株式 1 株につき、金 2,250 円

（訂正後）

普通株式 1 株につき、金 2,270 円

（5）買付予定の株券等の数

（訂正前）

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	<u>12,303,225</u> (株)	<u>6,707,800</u> (株)	— (株)
合計	<u>12,303,225</u> (株)	<u>6,707,800</u> (株)	— (株)

（訂正後）

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	<u>10,644,725</u> (株)	<u>5,049,300</u> (株)	— (株)

合計	<u>10,644,725</u> (株)	<u>5,049,300</u> (株)	—(株)
----	-----------------------	----------------------	------

(6) 決済の開始日

(訂正前)

2026 年 9 月 25 日 (金 曜日)

(訂正後)

2026 年 10 月 13 日 (火 曜日)

2. 本公開買付けの概要

(訂正前)

< 前略 >

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者らは、2026 年 8 月 3 日付で、武藤氏の資産管理会社であり、武藤氏が代表取締役役に就任し、かつその株式の全てを所有する対象者の第一位株主（2025 年 12 月 31 日現在）である株式会社ムトウエンタープライズ 2（所有株式数：4,401,400 株、所有割合（注 3）：26.35%。以下「本不応募合意株主」といいます。）との間で、公開買付不応募契約（以下「本不応募契約」といいます。）を締結し、本不応募合意株主は、その所有する対象者株式の全て（以下「本不応募合意株式」といいます。）について本公開買付けに応募しない旨、本スクイズアウト手続（以下に定義します。以下同じです。）の一環として、本公開買付けの成立後、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 180 条に基づき対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会において、本不応募合意株式に関して、本株式併合に関連する議案に本不応募合意株主が賛成する旨、また、本株式併合の効力発生後に本不応募合意株主が本自己株式取得（以下に定義します。以下同じです。）に応じて本不応募合意株式の全てを対象者に売却する旨等について合意しております。本自己株式取得は、本自己株式取得価格（以下に定義します。）を、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に本不応募合意株主が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と同額となるよう設定することにより、株主間の公平性に配慮しつつ、本公開買付価格（以下に定義します。）の最大化を図ることを企図するものです。

また、公開買付者らは、2026 年 8 月 3 日付で、対象者の第四位株主（2025 年 12 月 31 日現在）である武藤氏（所有株式数：525,608 株、所有割合：3.15%）との間で、公開買付応募契約（以下「本応募契約（武藤氏）」といいます。）を締結し、武藤氏が所有する対象者株式の全てから、本譲渡制限付株式（取締役）のうち、武藤氏に対して付与された 20,243 株を控除した 505,365 株（所有割合：3.03%）について、本公開買付けに応募する旨を合意しております。また、公開買付者らは、2026 年 8 月 3 日付で、武藤氏の資産管理会社であり、武藤氏が代表取締役役に就任し、かつその株式の 50%を所有する株式会社ムトウエンタープライズ 3（以下「ムトウエンタープライズ 3」といいます。）（所有株式数：87,900 株、所有割合：0.53%）との間で、公開買付応募契約（以下「本応募契約（ムトウエンタープライズ 3）」といい、本応募契約（武藤氏）及び本応募契約（ムトウエンタープライズ 3）を総称して「本応募契約」といいます。）を締結し、

ムトウエンタープライズ3が所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨を合意しております。なお、本不応募契約及び本応募契約の詳細については、本公開買付けに関して公開買付者らが2026年8月4日に提出する公開買付届出書（以下「本公開買付届出書」といいます。）「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の目的」の「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「② 本不応募契約」、「③ 本応募契約（武藤氏）」及び「④ 本応募契約（ムトウエンタープライズ3）」をご参照ください。

（注3）「所有割合」とは、対象者が2026年5月11日に公表した「2026年12月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2026年3月31日現在の発行済株式総数（17,725,600株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（1,020,975株）（なお、当該自己株式数には、対象者の「株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する対象者株式（2,555株）を含めておりません。以下、対象者が所有する自己株式数について同じです。）を控除した株式数（16,704,625株、以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。

公開買付者らは、本公開買付けにおいて、6,707,800株（所有割合：40.16%）を買付予定数の下限（注4）と設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（6,707,800株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記のとおり、公開買付者らは、対象者株式の全て（ただし、本譲渡制限付株式を含み、本不応募合意株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することにより、対象者株式を非公開化することを企図しているため、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（6,707,800株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注4）買付予定数の下限（6,707,800株）については、本基準株式数（16,704,625株）に係る議決権の数（167,046個）に3分の2を乗じた数（111,364個）から本不応募合意株式に係る議決権の数（44,014個）及び本譲渡制限付株式（取締役）（27,287株）に係る議決権の数（272個）（注5）を控除した議決権の数（67,078個）に、対象者の単元株式数（100株）を乗じた株式数（6,707,800株）としております。これは、公開買付者らは、本公開買付けにおいて、対象者株式の全て（ただし、本譲渡制限付株式を含み、本不応募合意株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者株式を非公開化することを目的としているところ、本株式併合の手続を実施する際には、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本株式併合を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者ら、本不応募合意株主及び本株式併合の手続に賛同すると見込まれる対象者の取締役が対象者の総株主の総議決権数の3分の2以上を所有することとなるようにするためです。

（注5）本譲渡制限付株式（取締役）に関しては、譲渡制限が付されていることから本公開買付けに応募することができませんが、対象者は、2026年8月3日開催の対象者取締役会において、本譲渡制限付株式（取締役）を所有する取締役2名を含む、決議に参加した8名の取締役全員の賛成により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募を推奨することを決議しており、本譲渡制限付株式（取締役）を所

有する対象者の取締役から、本公開買付けが成立した場合には、本スクイズアウト手続に賛同する旨の回答を得ていることから、買付予定数の下限を考慮するにあたって、これらの本譲渡制限付株式（取締役）に係る議決権の数を控除しております。

＜中略＞

なお、公開買付者らは、本株式併合の効力発生後に、本自己株式取得を実行するための資金を確保すること及び本自己株式取得を実行するための分配可能額を確保することを目的とする、公開買付者らから対象者に対する本自己株式取得に係る対価に充てる資金の提供（公開買付者らを引受人とする種類株式の第三者割当増資によることを予定しております。なお、種類株式による増資としているのは、本自己株式取得における法人税法（昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。）に定めるみなし配当の計算に用いる資本金等の額には影響を及ぼさず、分配可能額を増やすことができる等、本不応募合意株主及び対象者の一般株主の利益に最大限資するストラクチャーとするためです。種類株式の内容は本日現在未定です。以下「本資金提供」といいます。）並びに対象者における会社法第447条第1項及び第448条第1項に基づく対象者の資本金及び資本準備金の額の減少（以下「本減資等」といいます。）（注6）を実施することを予定しております。

（注6）本減資等においては、対象者の資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替える予定です。

また、公開買付者らは、本株式併合の効力発生、本資金提供及び本減資等後、対象者が本不応募合意株式の取得（以下「本自己株式取得」といい、本自己株式取得に係る自己株式取得価格を「本自己株式取得価格」といいます。）を実施することを予定しております。本自己株式取得価格は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に本不応募合意株主が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と同額となる金額として、本株式併合前の対象者株式1株当たり1,860円を予定しています。本自己株式取得は、仮に本不応募合意株主が本公開買付けに応募した場合に得られる税引後手取り額と本自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が同額となる金額を基準として設定しつつ本自己株式取得価格を抑え、対象者の少数株主の皆様への配分をより多くすることで、株主間の公平性に配慮しつつ、本公開買付けにおける対象者株式の1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の最大化を図るためにサンライズキャピタルから本不応募合意株主に提案したものです。

さらに、公開買付者ら及び武藤氏は、本応募契約において、武藤氏が本自己株式取得の実施後に、公開買付者親会社らに対して再出資（以下「本再出資」といいます。）することを合意しております。なお、本再出資における公開買付者親会社らの普通株式1株当たりの対価を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触しないよう、本公開買付価格と同一の価格である2,250円（ただし、本スクイズアウト手続として実施する本株式併合における対象者株式の併合の割合、その他対象者の発行済株式総数の変更等に伴い合理的な調整を行う予定です。）とする予定であり、当該取引の結果として、武藤氏は、公開買付者親会社らの議決権保有割合のそれぞれ5%を保有することとなる見込みです。

なお、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付届出書をご参照ください。

(訂正後)

<前略>

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者らは、2026年8月3日付で、武藤氏の資産管理会社であり、武藤氏が代表取締役役に就任し、かつその株式の全てを所有する対象者の第一位株主（2025年12月31日現在）である株式会社ムトウエンタープライズ2（所有株式数：4,401,400株、所有割合（注3）：26.35%。以下「本不応募合意株主（ムトウエンタープライズ2）」といいます。）との間で、公開買付不応募契約（以下「本不応募契約（ムトウエンタープライズ2）」といいます。）を締結し、本不応募合意株主（ムトウエンタープライズ2）は、その所有する対象者株式の全て（以下「本不応募合意株式（ムトウエンタープライズ2）」といいます。）について本公開買付けに応募しない旨、本スクイズアウト手続（以下に定義します。以下同じです。）の一環として、本公開買付けの成立後、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第180条に基づき対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、本不応募合意株式（ムトウエンタープライズ2）に関して、本株式併合に関連する議案に本不応募合意株主（ムトウエンタープライズ2）が賛成する旨、また、本株式併合の効力発生後に本不応募合意株主（ムトウエンタープライズ2）が本自己株式取得（ムトウエンタープライズ2）（以下に定義します。以下同じです。）に応じて本不応募合意株式（ムトウエンタープライズ2）の全てを対象者に売却する旨等について合意しております。本自己株式取得（ムトウエンタープライズ2）は、本自己株式取得価格（ムトウエンタープライズ2）（以下に定義します。）を、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得（ムトウエンタープライズ2）に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に本不応募合意株主（ムトウエンタープライズ2）が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と同額となるよう設定することにより、株主間の公平性に配慮しつつ、本公開買付価格（以下に定義します。）の最大化を図ることを企図するものです。

また、公開買付者らは、2026年8月3日付で、対象者の第四位株主（2025年12月31日現在）である武藤氏（所有株式数：525,608株、所有割合：3.15%）との間で、公開買付応募契約（以下「本応募契約（武藤氏）」といいます。）を締結し、武藤氏が所有する対象者株式の全てから、本譲渡制限付株式（取締役）のうち、武藤氏に対して付与された20,243株を控除した505,365株（所有割合：3.03%）について、本公開買付けに応募する旨を合意しております。また、公開買付者らは、2026年8月3日付で、武藤氏の資産管理会社であり、武藤氏が代表取締役役に就任し、かつその株式の50%を所有する株式会社ムトウエンタープライズ3（以下「ムトウエンタープライズ3」といいます。）（所有株式数：87,900株、所有割合：0.53%）との間で、公開買付応募契約（以下「本応募契約（ムトウエンタープライズ3）」といい、本応募契約（武藤氏）及び本応募契約（ムトウエンタープライズ3）を総称して「本応募契約」といいます。）を締結し、ムトウエンタープライズ3が所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨を合意しております。また、公開買付者らは、2026年9月14日付で、本不応募合意株主（光通信グループ）（以下に定義します。以下同じです。）及びHIKARI TSUSHIN INVESTMENTS OKINAWA株式会社（以下「HTIO」といい、本不応募合意株主（光通信グループ）及びHTIOを総称して「光通信グループ」といいます。

す。また、本不応募合意株主（ムトウエンタープライズ2）及びHTIOを総称して「本残存株主」といいます。）との間で公開買付不応募契約（以下「本不応募契約（光通信グループ）」といいます。）を締結し、①対象者の第三位株主（2025年12月31日現在）である光通信KK投資事業有限責任組合（以下「光通信KK」といいます。）が所有する対象者株式（所有株式数：1,165,200株、所有割合：6.98%）、対象者の第七位株主（2025年12月31日現在）であるUH Partners 2投資事業有限責任組合（以下「UH Partners 2」といいます。）が所有する対象者株式（所有株式数：316,100株、所有割合：1.89%）及び光通信株式会社（以下「光通信㈱」といいます。また、光通信KK、UH Partners 2及び光通信㈱を総称して「本不応募合意株主（光通信グループ）」といい、本不応募合意株主（ムトウエンタープライズ2）と併せて「本不応募合意株主」といいます。）が所有する対象者株式（所有株式数：177,200株、所有割合：1.06%）の全て（所有株式数の合計：1,658,500株、所有割合の合計：9.93%。以下「本不応募合意株式（光通信グループ）」といい、本不応募合意株式（ムトウエンタープライズ2）及び本不応募合意株式（光通信グループ）を総称して「本不応募合意株式」といいます。）について本公開買付けに応募しないこと、②本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会において本株式併合に関連する各議案に賛成すること、③本公開買付けの決済開始日の翌日以降かつ本株式併合の効力発生日の前営業日前までに、光通信KK及びUH Partners 2がHTIOに対し、本不応募合意株式（光通信グループ）の一部（1,452,100株、所有割合：8.69%）について現物分配（以下「本現物分配」といいます。）を実施すること、④HTIOが本現物分配を受けた対象者株式の全て（1,452,100株、所有割合：8.69%）を対象者が自己株式として取得することを合意しております。

なお、本不応募契約（ムトウエンタープライズ2）、本不応募契約（光通信グループ）及び本応募契約の詳細については、本公開買付けに関して公開買付者らが2026年8月4日に提出した公開買付届出書（2026年8月6日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書及び本日付で提出する公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）（以下「本公開買付届出書」といいます。）「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の目的」の「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「② 本不応募契約（ムトウエンタープライズ2）」、「③ 本不応募契約（光通信グループ）」、「④ 本応募契約（武藤氏）」及び「⑤ 本応募契約（ムトウエンタープライズ3）」をご参照ください。

（注3）「所有割合」とは、対象者が2026年5月11日に公表した「2026年12月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2026年3月31日現在の発行済株式総数（17,725,600株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（1,020,975株）（なお、当該自己株式数には、対象者の「株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する対象者株式（2,555株）を含めておりません。以下、対象者が所有する自己株式数について同じです。）を控除した株式数（16,704,625株、以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。

公開買付者らは、本公開買付けにおいて、5,049,300株（所有割合：30.23%）を買付予定数の下限（注4）と設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（5,049,300株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記のとおり、公開買付者らは、対象者株式の全て（ただし、本譲渡制限付株式を含み、本不応募合意株式及び

対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得することにより、対象者株式を非公開化することを企図しているため、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限 (5,049,300株) 以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注4) 買付予定数の下限 (5,049,300株) については、本基準株式数 (16,704,625株) に係る議決権の数 (167,046個) に3分の2を乗じた数 (111,364個) から本不応募合意株式に係る議決権の数 (60,599個) 及び本譲渡制限付株式 (取締役) (27,287株) に係る議決権の数 (272個)

(注5) を控除した議決権の数 (50,493個) に、対象者の単元株式数 (100株) を乗じた株式数 (5,049,300株) としております。これは、公開買付者らは、本公開買付けにおいて、対象者株式の全て (ただし、本譲渡制限付株式を含み、本不応募合意株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。) を取得し、対象者株式を非公開化することを目的としていところ、本株式併合の手続を実施する際には、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本株式併合を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者ら、本不応募合意株主及び本株式併合の手続に賛同すると見込まれる対象者の取締役が対象者の総株主の総議決権数の3分の2以上を所有することとなるようにするためです。

(注5) 本譲渡制限付株式 (取締役) に関しては、譲渡制限が付されていることから本公開買付けに応募することができませんが、対象者は、2026年8月3日開催の対象者取締役会において、本譲渡制限付株式 (取締役) を所有する取締役2名を含む、決議に参加した8名の取締役全員の賛成により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募を推奨することを決議しており、本譲渡制限付株式 (取締役) を所有する対象者の取締役から、本公開買付けが成立した場合には、本スクイーズアウト手続に賛同する旨の回答を得ていることから、買付予定数の下限を考慮するにあたって、これらの本譲渡制限付株式 (取締役) に係る議決権の数を控除しております。

<中略>

なお、公開買付者らは、本株式併合の効力発生後に、本不応募合意株式 (ムトウエンタープライズ2) を自己株式として取得すること (以下「本自己株式取得 (ムトウエンタープライズ2)」といいます。)、及びHTIOが本現物分配を受けた対象者株式の全て (1,452,100株、所有割合: 8.69%) を自己株式として取得すること (以下「本自己株式取得 (光通信グループ)」といい、「本自己株式取得 (ムトウエンタープライズ2)」及び「本自己株式取得 (光通信グループ)」を総称して「本自己株式取得」といいます。)) を実行するための資金を確保すること及び本自己株式取得を実行するための分配可能額を確保することを目的とする、公開買付者らから対象者に対する本自己株式取得に係る対価に充てる資金の提供 (公開買付者らを引受人とする種類株式の第三者割当増資によることを予定しております。なお、種類株式による増資としているのは、本自己株式取得における法人税法 (昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。以下「法人税法」といいます。)) に定めるみなし配当の計算に用いる資本金等の額には影響を及ぼさず、分配可能額を増やすことができる等、本不応募合意株主及び対象者の一般株主の利益に最大限資するストラクチャーとするためです。種類株式の内容は本日現在未定です。以下「本資金提供」といいます。)) 並びに対象者における会社法第447条第1項及び第448条第1項に基づく対象者の資本金及び資本準備金の額の減少 (以下「本減資等」といいます。)) (注6) を実施することを予定しております。

(注6) 本減資等においては、対象者の資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替える予定です。

また、公開買付者らは、本株式併合の効力発生、本資金提供及び本減資等後、対象者が本自己株式取得（ムトウエンタープライズ2）を実施することを予定しております。本自己株式取得（ムトウエンタープライズ2）に係る自己株式取得価格（以下「本自己株式取得価格（ムトウエンタープライズ2）」といいます。）は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得（ムトウエンタープライズ2）に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に本不応募合意株主（ムトウエンタープライズ2）が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と同額となる金額として、本株式併合前の対象者株式1株当たり1,860円を予定していましたが、HTIOが本自己株式取得（光通信グループ）に応じることにより本公開買付価格が変更されたことに伴い、1,872円を予定しています。本自己株式取得（ムトウエンタープライズ2）は、仮に本不応募合意株主（ムトウエンタープライズ2）が本公開買付けに応募した場合に得られる税引後手取り額と本自己株式取得（ムトウエンタープライズ2）に応じた場合の税引後手取り額が同額となる金額を基準として設定しつつ本自己株式取得価格（ムトウエンタープライズ2）を抑え、対象者の少数株主の皆様への配分をより多くすることで、株主間の公平性に配慮しつつ、本公開買付けにおける対象者株式の1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の最大化を図るためにサンライズキャピタルから本不応募合意株主（ムトウエンタープライズ2）に提案したものです。

さらに、公開買付者らは、本株式併合の実行性を確保しつつ、本現物分配を受けるHTIOが本自己株式取得（光通信グループ）に応じることにより、HTIOにおいて、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、本公開買付価格の最大化を再考し、対象者の少数株主の皆様へ配分をより多くすることを目的に、光通信グループとの間で、本株式併合の効力発生の直前までに、本現物分配を行うことを合意しております。なお、本現物分配は、本不応募合意株主（光通信グループ）が所有する対象者株式の一部をHTIOに集約し（注6-1）、HTIOの所有割合を高めることによって、本スクイーズアウト手続の効力発生日において、公開買付者ら及び本残存株主以外に、公開買付者ら及び本残存株主がそれぞれ所有する対象者株式の数のうち最も少ない数以上の対象者株式を所有する対象者の株主が存在する可能性を可及的に下げ、本スクイーズアウト手続の安定性を高めることを目的としております。そして、本自己株式取得（光通信グループ）に係る自己株式取得価格（本株式併合前の対象者株式1株当たり2,061円。以下「本自己株式取得価格（光通信グループ）」といいます。）は、HTIOにおいて法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれること及び本自己株式取得（光通信グループ）の実施に伴い本公開買付価格が引き上げられることにより少数株主の皆様への利益に資することを踏まえて、サンライズキャピタルから光通信グループに対して提案し、光通信グループとの協議・交渉を経て合意したものです。公開買付者らは、法人株主が自己株式取得により株式を売却した場合の税務上の取扱いも踏まえ、公開買付者らが合理的に設定した前提条件において、本自己株式取得（光通信グループ）が行われた場合のHTIOの税引後手取り額が、仮にHTIOが本公開買付けに応募した場合に得られる税引後手取り額と同額以下となるよう、HTIOの適用税率を踏まえて、本自己株式取得価格（光通信グループ）を決定しております。また、HTIOは、本書提出日現在、対象者株式を所有しておりませんが、光通信KK、UHPartners 2及び光通信㈱に出資を行っている無限責任組員であり、光通信KK、UHPartner

r s 2 及び光通信㈱とは、本現物分配の実施する日以前 1 年以上継続して形式的基準による特別関係者（法第 27 条の 2 第 7 項第 1 号、令第 9 条）に該当することから、本現物分配は、法第 27 条の 2 第 1 項但書、及び府令第 3 条第 1 項に定める適用除外買付け等として行うことを予定しているとのことです。

（注 6－1）本現物分配により、UH Partners 2 の所有する対象者株式のうち 310,000 株、光通信 KK の所有する対象者株式のうち 1,142,100 株、合計 1,452,100 株（所有割合：8.69%）が、HTIO に集約される予定です。

さらに、公開買付者ら及び武藤氏は、本応募契約において、武藤氏が本自己株式取得の実施後に、公開買付者親会社らに対して再出資（以下「本再出資」といいます。）することを合意しております。なお、本再出資における公開買付者親会社らの普通株式 1 株当たりの対価を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性規制（法第 27 条の 2 第 3 項）の趣旨に抵触しないよう、本公開買付価格と同一の価格である 2,270 円（ただし、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における対象者株式の併合の割合、その他対象者の発行済株式総数の変更等に伴い合理的な調整を行う予定です。）とする予定であり、当該取引の結果として、武藤氏は、公開買付者親会社らの議決権保有割合のそれぞれ 5%を保有することとなる見込みです。

なお、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付届出書をご参照ください。

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースには、公開買付者ら、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者らの現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者らは、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

【言語】

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成され、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、公開買付者らに対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。